



① 福祉サービスの概要

「障害者のてびき」で紹介しているサービスには、さまざまな種類のサービスがあります。

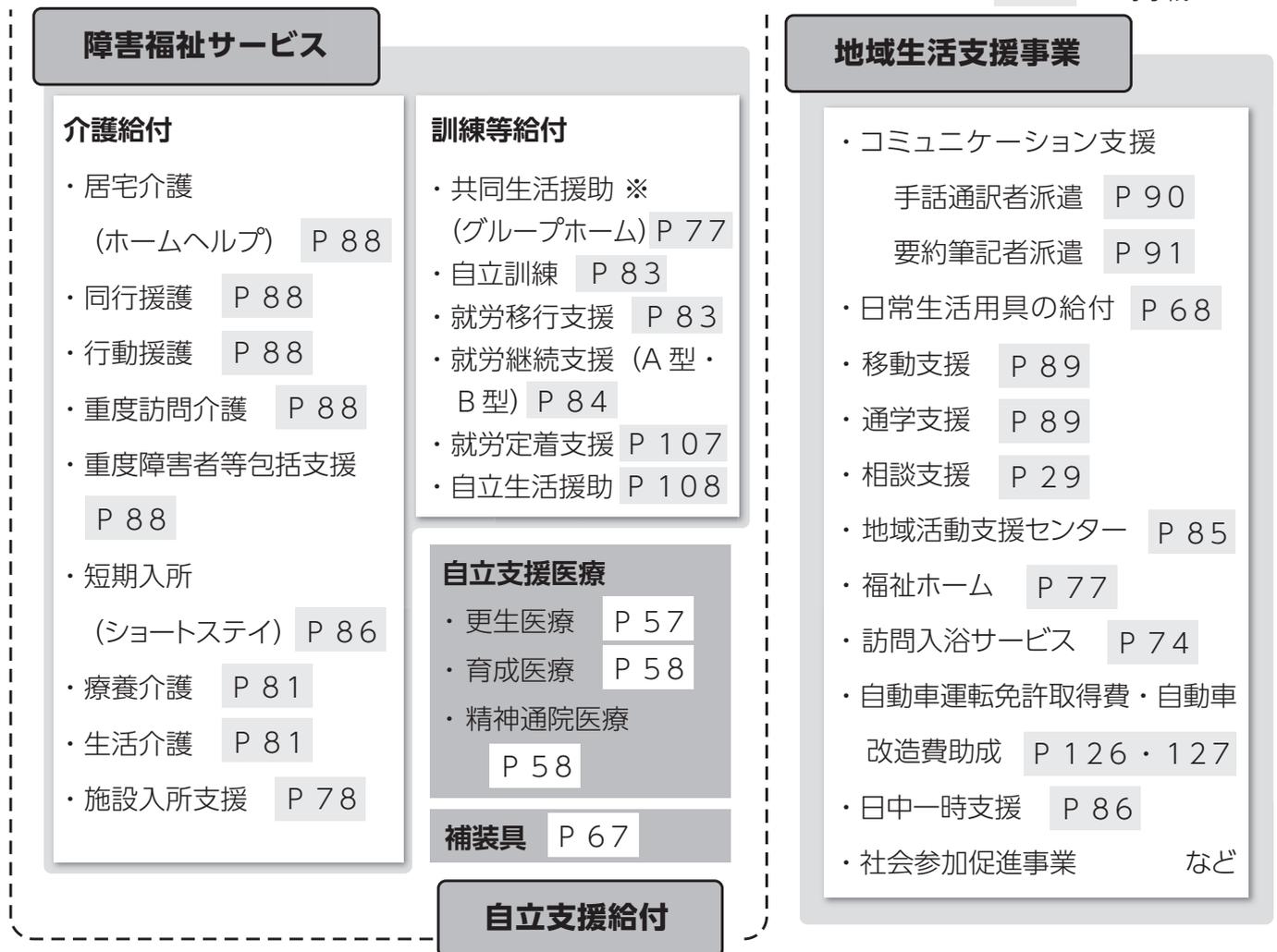
そのなかでも障害者総合支援法及び児童福祉法が定めるサービスは大きな部分を占めています。利用対象者として障害者総合支援法及び児童福祉法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病患者等を規定しています。

1. サービス体系図

障害福祉サービス } …… 全国一律に提供されるサービスです。さまざまな調査や意見聴取を行い、
障害児通所支援 } …… 個々の利用者ごとにサービスの支給内容が決定されます。

地域生活支援事業 …… 区市町村が地域の状況を踏まえて実施するサービスです（下記の図は台東区の場合）。サービスによって利用料や対象者が異なります。

P …… 掲載ページ



※グループホームの利用者で、身体介護を必要とする方は、障害支援区分の認定が必要です。

障害児通所支援 P 82

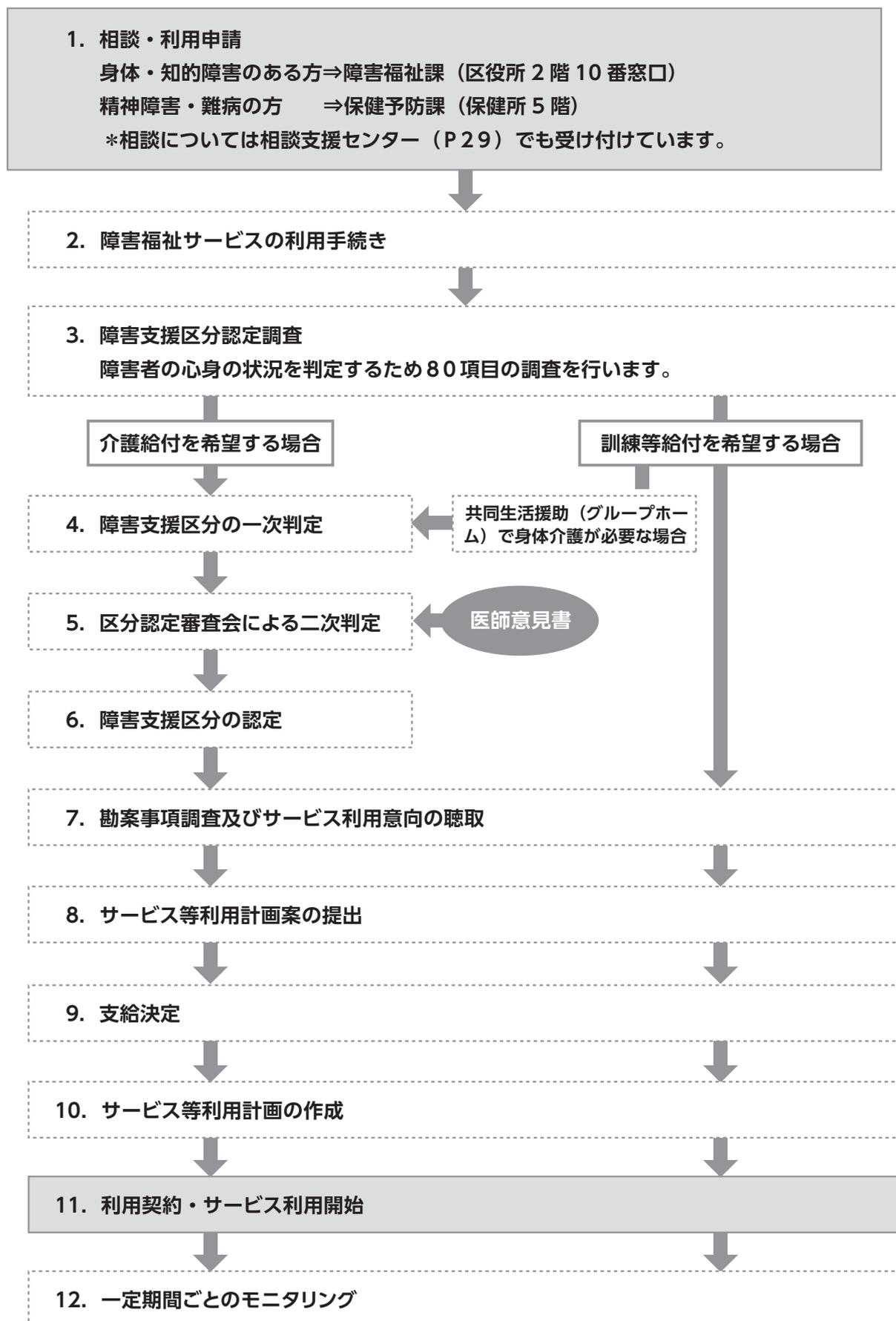
- ・ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

障害福祉サービス・障害児通所支援

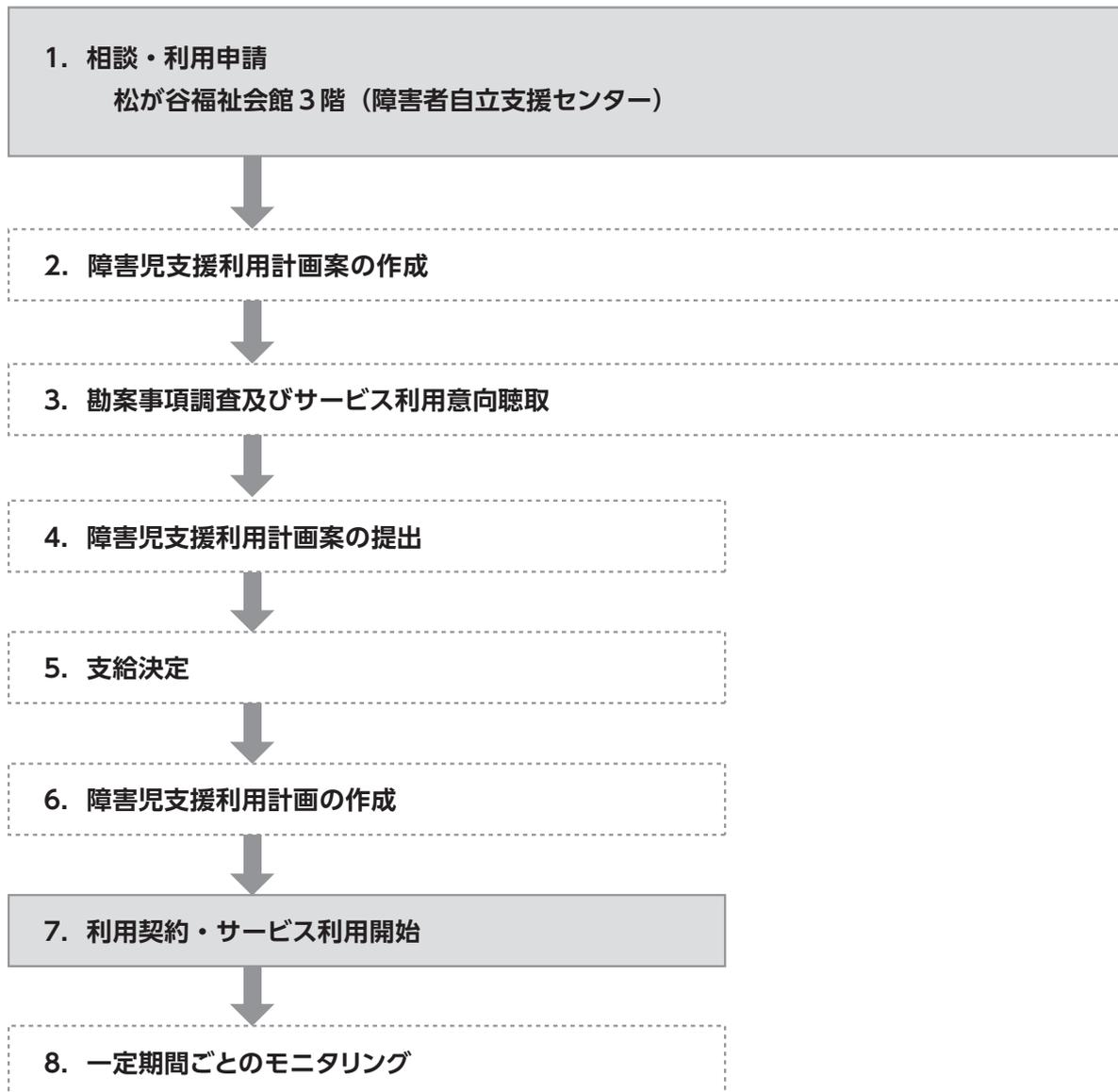
		サービスの名称	内容	関連ページ
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P 88
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	P 88
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	P 88
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	P 88
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	P 88
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P 86
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	P 81
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	P 81
		施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P 78
	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談や日常生活上の援助を行います。	P 77
		自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	P 83
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	P 83
		就労継続支援A型・B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	P 84
		就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般企業等に雇用された人の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整や相談、指導及び助言などを行います。	P 107
		自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での問題につき、定期的な巡回等により、生活に必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行います。	P 108
障害児通所支援	児童発達支援	サービス提供事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	P 82	
	医療型児童発達支援	サービス提供事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うとともに身体状況により治療もを行います。	P 82	
	放課後等デイサービス	サービス提供事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与します。	P 82	
	保育所等訪問支援	保育所などの児童が集団生活を営む施設を訪問して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	P 82	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	P 82	

2. 障害福祉サービスの利用手続き

障害福祉サービスの「介護給付」「訓練等給付」を利用する場合、さまざまな調査や意見聴取を行い、個々の利用者ごとにサービスの支給内容が決定されます。



3. 障害児通所支援（児童通所サービス）の利用手続き



4. 障害福祉サービス・児童通所サービス利用料(令和2年1月現在)

原則として、サービス費用の10%が利用者負担となりますが、所得の状況に応じて、負担上限月額が設けられています。他にも各種減免制度があります。

1. 負担上限月額の設定【国制度】

世帯の収入に応じて上限額が設定されています。なお、世帯の範囲とは、18歳以上の障害者（18・19歳の施設入所者を除く）の場合は本人と配偶者、18歳未満の障害児と18・19歳の施設入所者の場合は、保護者の属する住民票上での世帯です。

区分			訪問系・通所系 サービス利用者	施設入所・グループホーム利用者
生活保護			0円	
住民税非課税世帯（低所得）			0円	
住民税 課税世帯 （一般）	障害者	区民税所得割額 16万円未満	9,300円	37,200円
		区民税所得割額 16万円以上	37,200円	
	障害児（20歳未満 の施設入所者含む）	区民税所得割額 28万円未満	4,600円	9,300円
		区民税所得割額 28万円以上	37,200円	

2. 医療型個別減免【国制度】

療養介護を利用する場合、低所得者については医療費と食費の減免措置があります。

3. 食費の負担軽減【国制度】

生活保護、低所得及び区民税所得割16万円未満の障害者（障害児は28万円未満）に対し、通所施設の食費などの減免措置があります。

4. 補足給付（20歳以上の入所者）【国制度】

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されていますが、生活保護受給者・低所得者に対し、一部助成があります。

5. 補足給付（グループホーム利用者）【国制度】

グループホームの家賃については、グループホームごとに設定されていますが、生活保護受給者・低所得者に対し、月額1万円を上限として助成があります。

6. 生活保護への移行防止【国制度】

各種負担軽減策を講じても利用者負担や食費などの実費を負担することで、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担や食費などの実費負担額も引き下げます。

7. 未就学児の児童通所サービスの利用者負担の軽減【国制度】

住民票上の世帯で未就学児が複数いる場合（区民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄弟がいる場合）、第2子以降が未就学児の児童通所サービスを利用する際には、減免制度があります。

8. 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費【国制度】

- ① 障害福祉サービスを利用している方が介護保険サービス、補装具費の支給などを同月内で併用している場合に、国の基準額を超えた額を支給しています。
- ② 児童通所サービスを利用している方が障害福祉サービス、補装具費の支給などを同月内で併用している場合に、国の基準額を超えた額を支給しています。

対象になる可能性がある方には年1～2回、申請の案内をしています。

- ※65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

9. 利用者負担軽減【区制度】

障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・通学支援・日中一時支援・コミュニケーション支援に限る）を含めて一体的に管理し、利用者負担額が上限額を超えないようにしています。

10. 障害者の通所サービスの無料化【区制度】

在宅の障害者で、障害福祉サービスの通所サービス（生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）を利用する場合、利用者負担を無料にします。

11. 就学前障害児の発達支援等の利用者負担の無償化（令和元年10月1日から）【国制度】

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用料負担を無料とします。

【無料となるサービス】

児童発達支援

医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

【対象となる期間】

満3歳となって初めての4月1日から3年間

- ※医療費や食費など実費を支払っているものについては、無料の対象外です。

「7. 未就学児の児童通所サービスの利用者の軽減【国制度】」も引き続き有効です。